

核兵器の完全廃棄へ向けた、新たな決意のもとでの団結した行動

A/RES/73/62
2018年12月5日

共同提案国: オーストラリア、ブルガリア、クロアチア、チェコ、ドミニカ共和国、エストニア、フィンランド、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハイチ、ホンジュラス、ハンガリー、イタリア、日本、ラトビア、ルクセンブルグ、モンテネグロ、ネパール、ニカラグア、パラオ、パナマ、パラグアイ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セネガル、セーシェル、スロバキア、スロベニア、スペイン、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、バヌアツ、ザンビア

総会は、
(前略)

国際的な核不拡散体制のかなめ石として、かつ核軍縮、核不拡散、および核エネルギーの平和的利用の追求への中心的な基盤として、核不拡散条約(NPT)の決定的な重要性を再確認し、(略)

安保理決議に基づく、核兵器、弾道ミサイル、および関連の核・弾道ミサイル計画の廃棄、かつ全ての関連の活動の中止を含む、完全かつ検証可能で不可逆的な非核化を達成するという朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の約束を再確認し、2018年4月27日、5月26日、および9月18～20日に開かれた南北首脳会談、さらに2018年6月12日の米大統領と北朝鮮労働党委員長の会談を、最終的で完全に検証可能な北朝鮮の非核化へ向けた積極的な一歩として歓迎し、(略)

核兵器使用による壊滅的な人道上の結末に深い懸念を表明し、国際人道法を含む、適用される国際法を全ての国がいかなる時も順守する必要を再確認し、また、核兵器の使用を避けるためにあらゆる努力がなされるべきだということを理解し、

核兵器使用による壊滅的な人道上の結末は、みなに完全に理解されるべきであり、そして、この点において、こうした理解を浸透させるための努力がなされるべきだということに留意し、(略)

1. 軍縮を促進する目的でNPT前文において展望されているように、国家間の緊張の緩和や国同士の信頼の強化に取り組み、また核不拡散体制を強化し、核兵器の完全廃棄へ向けた団結した行動を取るという決意を新たにする。

2. これに関連し、核兵器国は、第6条を含む、NPTを完全に履行すると言う明確な約束を再確認する。同時に、2000年NPT再検討会議の最終文書を想起する。

3. 全てのNPT締結国に対して、条約の全条文に基づく義務を遵守し、グローバルな安全保障を発展させることについての十分な配慮のもとで、1995年NPT再検討・延長会議と、2000・2010年の再検討会議の最終文書で合意された措置を履行することを求める。

4. 全ての国が、2020年NPT再検討会議の成功に向けて最大限の努力を払うように奨励し、2017年5月にウィーン、2018年4月～5月にジュネーブでそれぞれ開かれた

NPT 再検討会議準備委員会の第1回、第2回会合が成功裏に終わったことを歓迎する。

5. NPT の非締約国全てが、核兵器の非保有国として即時に条約に加盟し、無条件にその普遍性を達成し、条約に未加盟の状態にあってもその文言を遵守し、条約を支える実践的な措置を取ることを求める。

6. 全ての国が核軍縮と不拡散において実践的で、具体的で、効果的な方策を促進する有意義な対話にさらに取り組むことを奨励する。理解を深めたり、また国家が安全保障環境に対処し、全ての国家間の信頼と信用を向上させることのできる方策を生み出すための、双方向の議論を通じた対話を促す努力を求める。

7. 核兵器の使用がもたらす人道上の結末に対する深い懸念が、核兵器のない世界に向けた全ての国による努力を支える重要な要素であり続けることを強調する。

8. すべての国が、核軍縮と不拡散プロセスにおいて、不可逆性、検証可能性及び透明性の原則を適用することを求める。

9. また、誰にとっても安全も害さず、向上させるという原則に基づき、全ての国が、核兵器の全面的な廃絶に向けて、より実践的な措置や効果的な方策を取ることを求める。

10. 透明性の向上は地域や国際レベルでの信頼や信用を醸成し、対話や交渉の共通の土台作りに貢献することを強調する。そうすることで、核兵器の全面的廃絶へとつながる削減が可能となる。

11. 核兵器国が透明性を高めるための努力を強化し、拡大し、相互信頼を向上させることを奨励する。それには、とりわけ、2020年再検討会議に向けたNPTの再検討プロセスを通じ、核軍縮への努力の一環として、解体され、削減された核兵器とその運搬システムに関するより頻繁で詳しい報告を提供することが含まれる。

12. さらなる核削減を促す視点から、国際的な緊張を緩和し、国家間の信頼を強化し、国際安全保障環境を向上するために、全ての国が最大限の努力をすることを求める。中でも、次の行動をとくに強調する。a. 新START（戦略兵器削減条約）の履行の継続、2018年2月5日に、条約において戦略核備蓄庫の主となる制限が有効になったという事実を歓迎し、また、その日までその主となる制限を達成したという、ロシアと米国のそれぞれの発表をさらに歓迎し、b. 核兵器の備蓄の大幅な削減を達成するための交渉の開始へとつながりうるロシアと米国間の対話の継続、c. 配備済みと未配備に関わらずあらゆる種類の核兵器を削減し、究極的には廃絶するための、全ての核兵器保有国による努力。これには一方的、二国間、地域的、そして多国間の措置を含む。d. さらなる核軍縮措置を促進する視野によって国際安全保障環境が改善されることが出来る核兵器国とその他の国の間の定期的な議論、e. 関係国が、軍事・安全保障上の概念、ドクトリン、政策につき、安全保障環境を考慮しつつ、核兵器の役割と意義をさらに減じるという視点での継続的な見直し、

13. 全ての核兵器保有国が、意図しない核爆発のリスクに包括的に対処するため、あらゆる努力をし続けることを要請する。

14. NPT 締結国で核不拡散義務を順守する非核兵器国が、核不拡散体制を強化し得る、明確で法的な拘束力を持った安全の保証を核兵器保有国から受けることに対する正当な関心を認識する。

15. 核兵器保有国から一方的な宣言が出されたことに留意し、1995年4月11日の国連安保理決議984を想起する。また、全ての核保有国が安全の保証に関して行った誓約を全面的に尊重することを求める。

16. 適切な場合には非核地帯をさらに創設することを奨励する。これは、関係地域の国の自由意思による取り決めに基本にしたもので、1999年の軍縮委員会によるガイドラインと整合したものである。そして核兵器国が消極的安全保障を含む関連議定書に署名および批准することにより、そのような地域の地位に関して法的拘束力を持った個別の誓約を行い、また条約の締約国に対して核兵器の使用や使用の威嚇を行わないということを確認する。

17. また、1995年の中東決議に沿って、その地域内諸国の自由意思による取り決めに基本として、中東地域における核兵器と大量破壊兵器及び運搬システムのない地域の創設に向けてさらなる努力を行うこと、そしてその完了のため関係国間で協議を再開することを奨励する。

18. 包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効への広範な要求を確認する。同時に、全ての国、とくに付属議定書における残る8カ国が、他の国を待つのではなく個別に、条約を署名、批准する取り組みをするように促されていることを想起する。また、核兵器の爆発実験や、その他の核爆発に関して現在進行中の全てのモラトリアムを維持し、条約が発効しな間はこれを続けるという政治的意志を、全ての国に宣言するように促す。

19. 条約が署名開放されてからのCTBT機構準備委員会の達成、および委員会への国家の継続した支援を称賛する。とくに、国際監視制度と国際データセンターの設立という意義深い進展を称える。

20. 核兵器、またはその他の核爆発装置のための核分裂性物質の生産を禁止する条約について速やかに交渉を始め、1995年3月24日のCD/1299文書とその行動計画に基づいて早期に結論を導くことを、全ての関係国に促す。2012年12月3日の決議67/53の3段落目に基づく政府専門家グループの報告、2016年12月23日の決議71/259の2段落目に基づく高レベル核分裂性物質生産禁止条約準備グループの報告、さらに2018年9月5日に採択された軍縮会議の付属機関2の報告を考慮する。

21. 条約の効力発生を待つ間は、核兵器やその他の核爆発装置に使われる核分裂性物質生産のモラトリアムを宣言し、維持することを全ての関係国に促す。

22. 2016年12月14日の決議71/67にしたがって委任された政府専門家グループ、および、核軍縮検証のための国際パートナーシップといった、核兵器のない世界の追求に貢献しうる核軍縮検証能力の発展に向けた努力を歓迎する。そして、そのためには核兵器国と非核兵器国の協力が大切だということを強調する。

23. 付属機関を設立するという2018年の会期における軍縮会議の決定に留意し、歓迎する。一方で、さらに協議を前進させ、また2019年会期においてできるだけ早く作業計画を採択し、履行することで、20年間にわたり続く行き詰まり状態を克服する可能性を探ることを軍縮会議に求める。

24. 核兵器のない世界を達成するために、軍縮・不拡散教育の国連調査に関する国連事務総長の報告に含まれている提案を履行することを、全ての国に奨励する。

25. 核兵器の使用がもたらす現実への認識を高めるため、あらゆる努力を払うことを奨励する。これはとくに、自らの経験を将来の世代に伝える被爆者(核兵器の使用を生き延びた人々)を含む人々やコミュニティとの交流や、政治指導者や若者を始めとする人々による訪問などを通してなされるものである。

26. 安全保障理事会の関連決議を完全に履行する全ての国の責任と、安全保障理事会の関連決議に基づいて、完全かつ検証可能で不可逆的な非核化を達成するという北朝

鮮の義務を確認する。

27. 2018年4月27日、5月26日、および9月18～20日に南北朝鮮首脳会談で取り決められた約束、また2018年6月12日のアメリカ大統領と北朝鮮労働党書記長の会談における、最終的で完全に検証可能な北朝鮮の非核化への約束の実行を、北朝鮮に促す。

28. 北朝鮮による全ての「核実験、弾道ミサイル技術を使った発射、また核と弾道ミサイル技術の発展を促進するその他の活動」を、最も強い言葉で非難する。北朝鮮はNPTにおいて核兵器国という立場に立つことはできない。また、完全かつ検証可能で不可逆的な非核化に向けた一歩としてさらなる核実験を行わないこと、他の国を待つのではなく、これ以上の遅れなくCTBTに署名し批准すること、完全かつ検証可能で不可逆的な方法で、継続中の核活動を速やかに中止することを北朝鮮に強く促す。さらに、関連する全ての安全保障理事会決議を完全に順守すること、2005年9月19日の6カ国協議の共同声明を履行すること、IAEA保障措置協定など、NPTの完全な順守に速やかに復帰することを、北朝鮮に求める。

29. 核兵器とその運搬手段の拡散を防止、制限するための努力を倍増させ、そして核兵器を否認するためのあらゆる義務を完全に尊重、順守することを、全ての国に求める。

30. さらに、核兵器の拡散を防ぐために効果的な国内規制を整備し、強化することを、全ての国に求める。また、不拡散に向けた努力において、国際連携と能力開発の強化のために、国家間の協力と技術支援を行うことを奨励する。

(後略)

出典：国連軍縮局HP

<https://undocs.org/en/A/RES/73/62>

アクセス日：2019年12月1日